

税務署長 殿

ウイスキー等類似スピリッツの移出に係る誓約書

承認を受けて移出するスピリッツは、

- 1 ウイスキー又はブランデーを連想させるような文字（翻訳・音訳や「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等を伴って表示する場合を含みます。）を使用しません。

はい・いいえ

（「いいえ」に○を付した場合）

ラベル内（プリント瓶については、主たる商標を表示した面と同一面）にウイスキー又はブランデーに該当しない旨を表示します。

なお、表示する文字の大きさは、平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）第 8 編第 1 章第 86 条の 5 の 2(3)のとおりとします。

はい・いいえ

- 2 次に掲げるものなど、ウイスキー若しくはブランデーの特性を主張する、又はイメージを意識させるような表示、広告その他これらに類する行為（他者を通じたものを含みます。）を行いません。

製造に使用していない機械等の画像等（例えばウイスキーの製造に使用される、ポットスチルの写真又はイラスト）

はい・いいえ

上記の内容について間違いないことを誓約します。

なお、偽りその他不正の行為があった場合には、当該事実が発覚した後 2 年間は承認を受けることができないことを承知しており、また、その場合には、直ちに移出を停止し、次回の承認を受けるまでは移出しません。

令和 年 月 日 （住所）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

※申出者が法人の場合は、以下も記載ください。

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等のそれぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

記

令和 年 月 日 （代表者氏名）

（役職及び氏名）